

第1章

子どもや若者の未来が
輝くまちづくり

【施策1】 安心して子育てができる環境づくり

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

安心して子どもを産み育てられる環境が整った、子育てにやさしいまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

核家族化が進行する中で、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は厳しくなっており、子育てに対する不安やストレス等による児童虐待を防止するとともに、より安心して妊娠、出産、子育てができる環境をつくるため、切れ目のない子育て支援や相談体制の充実が求められています。

国は、子どもに関する取り組みや政策を社会のまんやかに据える「こどもまんなか社会」を実現するための司令塔として、令和5年(2023年)4月にこども家庭庁を創設し、こども基本法の理念に基づき、こども施策を総合的に推進していくこととしています。

本市においても令和6年(2024年)4月にこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の両面において妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っています。

また、女性の社会参画の進展による共働き世帯の増加に伴い、保育ニーズが高まり、認定こども園等の未就学児の保育の提供体制及び放課後児童会等の就学児童の保育の提供体制の整備を引き続き進める必要があります。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期における教育・保育は、子どもの心身の健やかな成長を促す上で、大変重要な役割を担っていることから、認定こども園等の教育・保育施設がそれぞれの特色を活かしながら、子どもの発達段階に応じた適正な集団規模における質の高い教育・保育を効果的に提供する体制づくりを引き続き進める必要があります。

子ども医療やひとり親家庭医療などの子育て支援に係る福祉医療費助成制度について、引き続き、適正な運営に努める必要があります。また、ひとり親家庭が安心して生活できるよう、経済面をはじめとする自立支援も求められています。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	2	生きる力を伸ばす教育環境づくり
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進
4	16	互いに人権を尊重する共生社会づくり

分野別計画等

- 教育振興基本計画(令和7～11年度)
- 子ども・子育て支援事業計画(令和7～11年度)
- 学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針
- 学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針
- 公共施設再配置計画(第一期計画)(令和7～14年度)

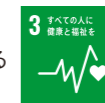
行政の取組内容

(1) 安心して子どもを産み育てられる環境づくり



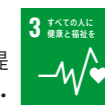
- 妊娠・出産・育児に関する情報提供をはじめ、オンラインを含めた相談や個別訪問など、産前・産後の切れ目のない支援を進めるとともに、妊産婦や乳幼児の健康確保や経済的負担の軽減を目的とした取組みを充実します。
- 楽しく子育てができるように、保護者同士が気軽に情報交換や交流できる場を提供するとともに、認定子育てサポーター*の活用等により、地域で親子を支える仕組みづくりを進めます。
- 母子保健・児童福祉の両機能を一体的に担うこども家庭センターにおいて、より一層きめ細やかな相談・支援を行うとともに、子育て世帯への訪問をはじめ、家庭支援事業の利用が必要と認められる児童や家庭に対して、利用勧奨や措置を行います。

(2) 子育て支援の充実



- 子ども医療、ひとり親家庭医療など、子育て支援に係る福祉医療費助成制度の適正な運営に努めます。
- ひとり親家庭における諸問題の解決に向けた助言や指導等、日常生活支援・就労支援を行うとともに、支援メニューのさらなる充実を図ります。
- 一時保育や延長保育、病児・病後児保育、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)など、きめ細やかな保育サービスを提供し、子どもの健やかな育ちと、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。
- 放課後児童会を安全かつ快適に利用できるよう施設を適正に維持管理するとともに、支援員の確保及び研修実施による資質向上を図りながら、安定した放課後児童会の運営に努めます。また、放課後における児童の居場所の確保に向けて、必要経費の一部を補助するなど、民間活力のさらなる導入を推進します。
- 子育てに関する情報が容易に入手できるよう、子育て応援アプリや市ホームページ、ガイドブックなどを活用し、情報提供の充実に努めます。また、ぽっぽえんやUPっぷなどの地域子育て支援拠点、こども家庭センターにおいて、子育てについての相談、情報提供等を行います。
- こどもまんなか社会の実現に向け、国のこども大綱及び大阪府こども計画を勘案したこども計画を策定し、子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子どもと子育てに関する総合的な施策を推進します。

(3) 教育・保育の充実



- 保育ニーズの増加を踏まえ、認定こども園等の保育の提供体制について、計画的に整備を進めます。また、教育・保育ニーズの変化や施設の老朽化などの課題に対応していくため、適正規模による質の高い教育・保育環境の充実に努めます。



【施策1】 安心して子育てができる環境づくり

市民・事業者の取組内容

市民	<ul style="list-style-type: none"> 保護者同士の交流による育児ネットワークづくりや子育て講座などに参加し、子育て支援の輪を広げるとともに、さまざまな子育て支援事業や制度を活用し、子どもを育てます。 保護者が子育てについて、第一義的な責任を担い、安心して子どもを育てられるよう、地域ぐるみで子育て家庭を支えます。 子育て応援アプリなどを利用し、子育てに関する情報を入手するとともに、地域子育て支援拠点を活用して地域の子育て家庭と交流します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業の取得促進を図り、子育てと仕事の両立に向けた支援をします。 一時保育や延長保育、病後児保育など、きめ細やかな保育サービスを提供します。 独自性を発揮しながら、より一層の児童の放課後の居場所づくりに努めます。 質の高い教育・保育提供体制の充実に努め、子育てと仕事の両立を支援します。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
認定子育てサポーター [*] 登録者数(累計)	102人	121人	145人
民設民営放課後児童会の受入児童数	37人	96人	150人
保育所待機児童数	24人	0人	0人

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「子育てのしやすいまち」と思う市民の割合	64.4%	69.5%	UP 

【施策2】 生きる力を伸ばす教育環境づくり

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

子どもが夢や希望を抱き、未来に向かって挑戦できる生きる力を身につけられる教育を推進するとともにコミュニティ・スクール^{*}と地域学校協働活動^{*}を一体的に進め、次代を担う人材が育つまちをめざします。学校園施設の整備や児童生徒への安全で安心な学校給食の提供、地域による見守り活動への支援などにより、教育環境が充実したまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

これからの社会は、グローバル化の進展やデジタル化などの技術革新により、変化の激しい、先行き不透明な時代となることが予想されています。このような社会を子どもたちが生き抜くには、社会がどのように変化しようとも自ら課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力が必要です。また、教育課題の複雑化・困難化により、教育の直接の担い手である教職員に求められる業務内容も多様化しています。さらに、小中学校の35人学級編制の導入や、学校規模の大規模化又は小規模化の進行など教育環境も変化しています。

子どもたちが夢や希望を持って生き生きと学ぶためには、安全で安心して学習できることを前提に、一人ひとりに個別最適化された学びの実現に向けたICT^{*}教育の推進や、よりきめ細やかな質の高い教育をめざした少人数学級制の導入、学校規模の適正化など、時代の変化に対応した教育環境の整備が必要です。そのためには、学校施設の安全性の確保と防災機能の強化や安全で安心な学校給食の提供、新しい時代に求められる学習に必要な教材の整備等が必要です。

さらに、地域社会のつながりや支えあいの希薄化により、社会の教育力は低下し、子育て家庭の孤立化、学校が抱える課題の困難化が進んでいます。子どもを中心に、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来の子どもたちの成長を支えるための基盤づくりがより一層必要となっています。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
1	3	子どもや若者の健全育成
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進

分野別計画等

- 教育振興基本計画(令和7~11年度)
- 子ども・子育て支援事業計画(令和7~11年度)
- 学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針
- 学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針
- 公共施設再配置計画(第一期計画)(令和7~14年度)

【施策2】 生きる力を伸ばす教育環境づくり

行政の取組内容

(1) 学ぶ力・生きる力を育む教育の推進



重点施策
1-②

- 子ども自らが意見を主張できる場を設けるなど、学習意欲に支えられた子ども主体の授業づくりや人権教育の充実を通して、自ら学び、ともに育つ教育を推進します。子どもの学力向上や現代的な課題への対応に係る教職員研修の実施を通して、教職員の資質向上を図ります。また、専門的な人材の活用を進め、子どもの成長を、組織的に支援できる体制を整えます。さらに1人1台のタブレット端末を活用し、学校・家庭における児童生徒の主体的・対話的で深い学びを推進します。
- 教育支援センター「フリースクールみ・ら・い」の環境整備を図り、不登校児童生徒の教育機会を確保します。
- 自分の住む地域を知り、表現できる力を育てるため、小中学校の全学年で「地域未来の学習」を行い、地域学習の充実を図ります。
- 市内すべての小中学校が施設分離型小中一貫校という特性を活かし、各段階に応じて一貫性のある、質の高い教育を実施します。

(2) 教育環境の整備・充実



重点施策
1-②

- 少人数学級制度の導入も踏まえた学校規模の適正化や防災面に配慮した学校園施設の計画的な整備・改修を行い、良好な教育環境の提供に努めます。また、時代の変化に対応した設備・備品などの充実を図り、快適な学習・生活空間の確保に努めます。
- 発達段階に応じた食生活は、児童生徒の健全な心身の発達に寄与するため、栄養バランスの取れた学校給食の充実を図ります。また、食物アレルギー対応など、安全・安心な学校給食の提供に努めます。
- 学校給食費を無償化し、教育に要する保護者の経済的な負担を軽減します。

(3) 学校園・家庭・地域の連携の推進



重点施策
1-②

- 学校園・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもたちの育ちを支えるという観点から、学校運営協議会での協議や、地域学校協働活動^{*}を推進し、地域とともにある学校園づくりを進めます。

市民・事業者の取組内容

市民	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育の第一義的責任者は保護者であるという自覚と責任を持ち、子どもを育てます。 PTA活動、学校行事など学校園のさまざまな活動に積極的に参加します。 地域全体で子どもや子育てを見守り支援します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地域の一員として、良好な教育環境づくりに参加します。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
地域学校協働活動参加者数(学校園の授業等への外部人材参加者数)	517人	480人	540人
地域や社会(大阪狭山市)をよくするために、何かしてみたいと思う児童生徒の割合	—	81.0%	90%

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「小学校や中学校での学力向上に関する施策は充実している」と思う市民の割合	34.4%	38.2%	UP

【施策3】 子どもや若者の健全育成

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

すべての子どもや若者が健やかに育ち、地域社会の一員として、自立した社会生活を営むことができるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

核家族化や情報化、雇用形態の多様化、地域のつながりの希薄化など、子どもや若者を取り巻く環境が大きく変わるとともに、青少年問題も多様化・複雑化しています。

ニート^{*}やひきこもり、不登校などの青少年を取り巻く問題が深刻化し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者への支援のあり方が大きな課題となっています。経済的に困難な状況に置かれたことにより、さまざまな機会を奪われ、人生の選択肢を狭めてしまう可能性のある「子どもの貧困問題」への対応も課題となっています。

また、情報化社会の進展に伴い、スマートフォン等の情報端末を介して、子どもたちがインターネット上でのいじめ・非行・犯罪被害などさまざまなトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

子どもや若者の健やかな成長と社会的自立を実現するためには、社会環境の変化を踏まえ、学校園・家庭・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に協力しながら、協働活動や体験活動等を通じて人とかかわり方を学ぶことができる、適切な環境づくり等を進めていくことが必要です。

本市では、地域の団体や個人のボランティアの協力のもと、学校園・家庭・地域と連携した事業を実施していますが、地域の人材の高齢化に加え、定年退職後も働く人が増加しており、地域活動の担い手が不足しています。地域社会全体で子どもや若者の育成を支援する環境の整備を進めるためには、今まで地域活動に関わったことがない人へのきっかけづくりや、人材育成に取り組む必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	2	生きる力を伸ばす教育環境づくり
2	8	社会保障制度の安定的な運営
5	17	防災・防犯対策の強化

分野別計画等

- 教育振興基本計画(令和7～11年度)
- 子ども・子育て支援事業計画(令和7～11年度)
- 公共施設再配置計画(第一期計画)(令和7～14年度)

【施策3】 子どもや若者の健全育成

行政の取組内容

(1) 青少年の健全育成の推進

- 学校園・家庭・地域・各種団体など、関係機関が連携し、いじめや青少年の非行防止にかかわる事業の充実に努めます。
- 青少年の健全育成のため、市内全域、小学校区や中学校区などを単位に活動を展開している団体の支援や、地域学校協働活動[※]を推進することにより、担い手の育成に努めるとともに、世代間交流を促進します。
- 各小学校での放課後の居場所づくりや、公民館、子育て支援・世代間交流センター（UPっぷ）などでの世代間交流に取り組む団体等への支援を行うことにより、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりの推進に努めます。
- また、豊かな人間性や社会性を養うために、友好都市である和歌山県日高川町の「上初湯川ふれあいの家[※]」なども活用し、豊かな自然環境の中で、宿泊や自然体験活動事業を行い、青少年の健全育成に取り組みます。
- 経済的に困窮し、生活を維持することが困難な家庭に対し、幅広い分野の制度、施策・事業を活用できるよう周知に努めるとともに、相談体制の整備や経済的な支援に取り組みます。



(2) 若者の自立支援

- 義務教育段階における不登校対策として、教育支援センター「フリースクールみ・ら・い」や分室の活用、民間施設との連携による児童生徒の居場所づくりの充実に努めます。
- また、ひきこもり、ニート[※]等の青少年への支援については、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につながるよう、関係する機関や民間団体、地域が連携し、発見から相談、自立にいたるまで、総合的支援体制のネットワークづくりを推進します。



市民・事業者の取組内容

市民	● 親・教員とともに、地域の大人も青少年健全育成に参画し、子どもたちの成長を支援します。
市民・事業者	● 学校園・家庭・地域と連携し、健全育成のための環境づくりを進めます。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
青少年野外活動広場利用者数(乳幼児及び小学生)	26,597人	22,954人	28,000人
子どもの居場所づくり推進事業費補助件数	0件	2件	10件

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「学校・家庭・地域が連携して青少年の育成を見守っている」と思う市民の割合	42.8%	52.8%	UP